

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

あなたは、子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) の対象者です！

● 給付金の対象となる方

令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付

※児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります。

※生活保護受給世帯も対象となります。

収入認定の取扱いについては厚生課へお問い合わせください。

● 給付金額

対象児童1人当たり一律 **5万円**

● 支給時期

令和3年6月16日(水)を予定しています。

令和3年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【下記の場合、届出が必要です ※ホームページをご覧ください】

※ 給付金を希望しない場合

※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約している
など、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合

お問い合わせ先

西宮市役所 子育て手当課 電話：0798 (35) 3190

ホームページ：<https://www.nishi.or.jp/>

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)

